

電子提供措置

※ I 276 (2) の上に追加

(b) 電子提供措置

i 意義

株主総会参考書類や議決権行使書面などを株主の個別の承諾なしに電子提供できる制度が、令和元年の改正でできました。株式会社は、定款で定めることによって、株主の個別の承諾なしに株主総会参考書類や議決権行使書面などを自社のウェブサイトに掲載するといった方法で提供することができます(会社法 325 条の 2)。この措置のことを「電子提供措置」といいます。

なお、電子提供措置を採用したからといって、株主総会の招集通知(P279~281 の 5.) が不要となるわけではありません。たとえば、取締役会設置会社であれば、原則として、書面で招集通知を発する必要があります。これまで招集通知に同封していた株主総会参考書類などを同封しなくてよくなるのが、電子提供措置なのです。

ii 趣旨

上場企業など株主の多い株式会社では、株主総会参考書類などの書面の印刷代や郵送費はかなりの額になります。また、株主総会参考書類の内容が確定してから発送するまでに通常は2週間程度かかってしまい、株主がすぐに内容を知れないという問題もありました。そこで、この電子提供措置の制度ができました。

※電子提供措置の採用がマストとなる株式会社

上場企業など振替株式(P165)を発行する会社は、電子提供措置を採用しなければなりません(振替法 159 条の 2 第 1 項)。上場企業は、株主がコロコロ変わるため、株主総会参考書類の内容を早めに提供する必要が高いからです。それ以外の株式会社は、電子提供措置を採用するかは任意です。

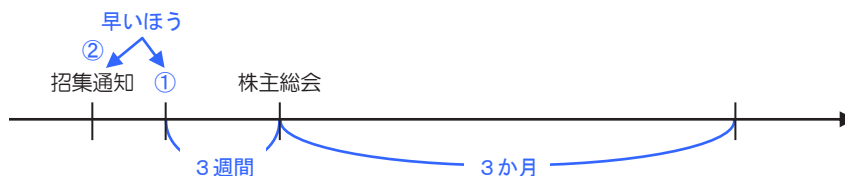
iii 電子提供措置期間

電子提供措置は、次のようにします。株主総会の招集通知を書面でする場合(P280②または③)には、取締役が、以下の①または②のいずれか早い日(電子提供措置開始日)から株主総会の日後3か月を経過する日までの間、株主総会参考書類や議決権行使書面に記載すべき事項を自社のウェブサイトなどに掲載します(会社法 325 条の 3 第 1 項)。これを「電子提供措置期間」といいます。

①株主総会の日から3週間前の日

②招集通知を発した日

①だけでなく②の規定もあるのは、株主が株主総会の招集通知を受領した時に「まだウェブサイトに掲載されていないため見られない」という事態を避けるためです。



株主総会の日後も3か月間電子提供措置を続ける必要があるのは、株主総会の決議の取消しの訴えの証拠にすることがあるため、株主総会の決議の取消しの訴えの提訴期間（Ⅱのテキスト第6編第2章⁵1.（3））に合わせられたからです。

ただ、取締役が招集通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項については、ウェブサイトなどに掲載する必要はありません（会社法 325 条の3第2項）。電子提供措置を採用していても、議決権行使書面は書面で交付することができるんです。株主の氏名（名称）・議決権数などを記載した議決権行使書面をウェブサイト株主ごとにアップするのは、株式会社の負担になるからです。また、株主が、ウェブサイトから議決権行使書面を印刷するのは大変です。議決権行使書面は書面で交付する株式会社が多くなると考えられます。

iv 書面交付請求

年配の方など、ネットに慣れていない人もいます。「そういった人は困らないの？」と思われたかもしれませんが、その点の手当でもされています。電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主は、株式会社に対し、株主総会参考書類に記載すべき事項など電子提供される事項を記載した書面の交付を請求することができます（会社法 325 条の5第1項）。

この書面交付請求は、1度されると、その後も原則として維持されます。書面交付請求をする株主が増えてくると、株式会社の負担が年々増していきます。そこで、書面交付請求の日から1年を経過したときは、株式会社は、書面交付請求をした株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には催告期間内に（1か月以上である必要があります）異議を述べるべき旨を催告することができます（会社法 325 条の5第4項）。催告期間を経過すると、書面交付請求は効力を失います（会社法 325 条の5第5項本文）。ただ、株主は、異議を述べれば、書面交付請求が効力を失うのを妨げることができます（会社法 325 条の5第5項ただし書）。株主が異議を述べれば書面交付請求は効力を失いませんが、負担の増した株式会社に負担軽減のためトライするチャンスが与えられているんです。

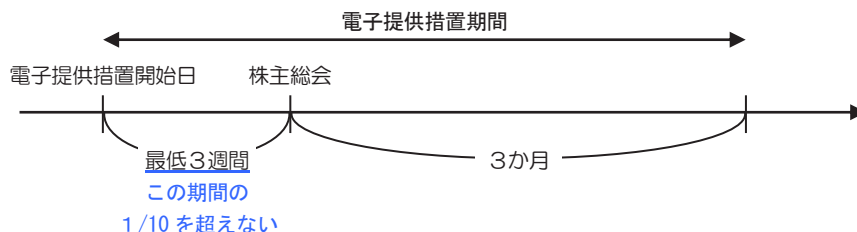
v 電子提供措置の中断

上記ⅲの電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（ex. サーバダウンなどによるウェブサイトへのアクセス不能）が生じた場合でも、以下の①～④のいずれにも該当するときは、その中断は電子提供措置の効力に影響を及ぼしません。

- ①電子提供措置の中断が生じることについて、株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと、または、株式会社に正当な事由があること（会社法 325 条の6第1号）
- ②電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の1/10を超えないこと（会社法 325 条の6第2号）

- ③電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、その期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計がその期間の1/10を超えないこと（会社法325条の6第3号）

上記③で説明しましたとおり、株主総会の日後の3か月間の期間は株主総会の決議の取消しの訴えの証拠にするための期間であり、電子提供措置のメインは株主総会の日までの期間です。よって、その期間内で中断が1/10を超えないかが大事なわけです。



- ④株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかに、その旨、電子提供措置の中断が生じた時間および電子提供措置の中断の内容について、その電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと（会社法325条の6第4号）

たとえば、サーバ復旧後、ウェブサイト上に、「〇年〇月〇日〇時～〇時頃、当サイトにアクセスできない事態が生じました」といった案内文を出すことが当たります。

vi 登記

(i) 実体（会社法）→登記

電子提供措置をとる旨の定款の定めを設定または廃止した場合は、その定めの設定または廃止の登記を申請しなければなりません（会社法 915 条 1 項）。以下の事項は、登記事項だからです。

- ・ 電子提供措置をとる旨の定款の定め（会社法 911 条 3 項 12 号の 2）

(ii) 申請書の記載事項

申請例 —— 電子提供措置の定めの設定の登記

事例：令和 5 年 6 月 28 日、非公開会社の株主総会において、以下の定めを設ける特別決議が成立した。
「当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。」

1. 登記の事由	電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定
1. 登記すべき事項	令和 5 年 6 月 28 日設定 電子提供措置に関する規定 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
1. 登録免許税	金 3 万円
1. 添付書面	株主総会議事録 1 通 株主リスト 1 通 委任状 1 通

最初に登場する申請例ですので（このテキストの指示どおりの順番でお読みいただいている場合〔P72 * 参照〕）、このテキストの申請例の記載方針を説明します。

- * 1 実際の申請書には、P40 の見本のように記載事項が多数ありますが、試験で問われるのはその一部です。このテキストで申請例として表示している事項が、基本的に試験で問われる事項です。
- * 2 このテキストの申請例は、すべて司法書士に登記申請の依頼をした場合の事例です。記述の問題は、司法書士に登記申請を依頼する事例となるからです。

電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 5 年 6 月 28 日設定 令和 5 年 7 月 3 日登記
--------------	--	---------------------------------------

ア 登記の事由

【設定】

「電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定」と記載します。

【廃止】

「電子提供措置をとる旨の定款の定め廃止」と記載します。

イ 登記すべき事項

【設定】

※上記申請例のように記載します（令4.8.3民商378）。上記申請例の「 」の部分は、決議された事項を写すだけなので、記憶する必要はありません。

【廃止】

「年月日電子提供措置に関する規定廃止」と記載します（令4.8.3民商378）。

年月日は、「設定日」「廃止日」を記載します。この設定日と廃止日は、通常は株主総会の決議日です。

ウ 登録免許税

申請件数1件につき、3万円です（登免法別表第1.24.（1）ツ。令4.8.3民商378）。

エ 添付書面

① **株主総会議事録**（特別決議の要件を充たすもの。商登法46条2項。令4.8.3民商378）

電子提供措置の定めは、定款で定める必要があります。よって、電子提供措置の定めを設定することも廃止することも定款変更にあたるため、特別決議の要件を充たす株主総会議事録が必要です。

② **株主リスト**（商登規61条3項。令4.8.3民商378）

株主総会の決議を要しますので、株主リストが必要です（P302の「株主リストの添付の基本的な判断基準」）。株主リストについては、P299～304 **7**で説明します。

③ **委任状**（商登法18条）

以上